●ホームページをご利用ください

http://www.kttnet.co.jp/kurume-koiki-gappei/

久留米広域合併協議会のホームページでは、会議資料、議事録など、協議会に関する情報をお知らせしています。

また、協議会の会議は、このホームページで開催日時や場所、議題、傍聴定員などを掲載しています。傍聴受付は、会場で協議会開始１時間前から開始時まで会場で受け付けています。ただし、定員になり次第締め切ります。

●第19号議案　商工・観光関係事業の取扱いについて（前回会議で継続協議）

委員から「商工会への補助については、現在の補助基準に基づく助成期間を当分の間とするのではなく、合併後10年間あるいは商工会が統合されるまでの間にできないか」との意見が出されました。

事務局より、「期間を決めると外部の要因等に対応できなくなる場合も考えられるため、当分の間との整理になっています」と説明がありました。

協議の結果、制度融資、利子補給などについては原案どおり全会一致で承認され、経済団体への補助及び支援については、継続協議となりました。

●第22号議案　町名・字名の取扱いについて（前回会議で継続協議）

委員から、「県への字の届出を、大字だけでなく小字まで提出しているところがある。確認をお願いしたい」との意見が出され、協議の結果、継続協議となりました。

●第23号議案　一般職の職員の身分の取扱いについて（前回会議で提案）

委員から、「１市４町の首長が別に協議して定めるとある細目（職制などの仕組み）は協議会で制度の骨子を出すべきではないのか」との意見が出されました。

江藤会長より、「この項目は、職員の身分をどうするかとの問題であり、職員間で不均衡が生じないように公正に取り扱うとの基本姿勢を確認するものです」との説明がありました。

また、委員から、「退職手当は、久留米市は条例で定められており、４町は県市町村職員退職手当組合の条例が適用されるとあるが、それぞれの制度が分かる資料を提出して欲しい」との要望が出され、次回会議で同資料の提出・説明を行う予定です。

協議の結果、一般職の職員の身分の取扱いは、継続協議となりました。

●第24号議案　特別職の身分の取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果、原案どおり「４町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、１市４町の長が協議して定める」という調整案が、全会一致で承認されました。

●第25号議案　条例、規則等の取扱いについて（前回会議で提案）

委員から、「久留米市の条例、規則等を適用するとあるが、町の条例でも数多くの良い条例がある。事務事業の調整内容が分からなければ町の条例がどれだけ残こせるのか分からない」との意見が出されました。

江藤会長より、「事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行います」との説明があり、協議の結果、全会一致で承認されました。

●第26号議案　国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果、原案どおり「現在実施している国際交流事業は、新市に引き継ぐこと。新市における青少年交流は、青少年交流事業のなかで見直しを行う」ことなどの調整案が、全会一致で承認されました。

●第27号議案　道路事業に関する取扱いについて（前回会議で提案）

委員から、「生活道路の整備における用地取得について、久留米市は寄付、４町は買収となっている。地価も違い、買収になるとその費用が事業費の大半を占めることになると思うが、買収だから整備が進むということもある。買収方式を含めた検討を行うことはできないのか」との意見が出されました。

事務局より、「買収には相当な財政負担が見込まれ、他の事業への影響もあります。今後、統一に向けた検討を行いますが、その際には買収方式を含めた検討を行っていきます」と説明があり、協議の結果、原案どおり全会一致で承認されました。

●第28号議案　公共交通に関する取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果、原案どおり「合併時に運行されているコミュニティバスについては、原則として新市に引き継ぐ」ことなどの調整案が、全会一致で承認されました。

●第29号議案　土地利用に関する取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果、原案どおり「都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、及び用途地域に関する土地利用については、当分の間現行どおりとする」などの調整案が、全会一致で承認されました。

●第30号議案　学校教育事業・通学区域の取扱いについて（前回会議で提案）

協議の結果、原案どおり「小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行どおりとする。将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する」などの調整案が、全会一致で承認されました。